

# 訪問看護重要事項説明書

(介護保険)

利用者：\_\_\_\_\_様

事業所：訪問看護ステーションゆうこう

# 訪問看護重要事項説明書

(令和6年7月1日更新)

## I：訪問看護ステーションゆうこうの概要

### 1) 事業者の概要

事業者名	医療法人友康会 訪問看護ステーションゆうこう
所在地	千葉県市川市日之出 17-9 アルテ 1F
指定番号	(医療) 2790038 (介護保険・予防訪問看護) 1262790038 その他千葉県登録内容 ・原子爆弾被爆者対応 ・精神科訪問看護：自立支援医療（精神通院医療） ・特定疾患治療研究事業（千葉県・東京都） ・生活保護法
サービス提供地域	市川市南部地域（行徳地区） *地域以外の方もご相談ください
その他の併設事業	居宅介護支援事業所：ケアプランゆうこう

### 2) 営業時間

営業時間	月～金曜日 8：45～17：00
休日	土・日・祝祭日 12/30～1/3、3/1（開院記念日）
契約者のみ	24時間対応あり（緊急訪問看護加算）

### 3) 職員体制

氏名	資格	常勤・非常勤
管理者 鶴谷 香	看護師	常勤
浦崎 紀恵子	看護師	常勤
浜中 典子	看護師	常勤
久保井 則子	看護師	常勤
得地 祐梨子	看護師	非常勤
永井 碧	理学療法士	常勤（行徳中央クリニック兼務）

あなたの担当職員は、\_\_\_\_\_です。

担当職員が退職、または交代を希望される場合、事前に了解を得ます。

## Ⅱ：事業の目的、運営方針

### 1) 事業の目的

申し込みされた、利用者様に対して、看護のサービスを提供し、居宅において利用者様が有する能力に応じた、可能な限り自立した生活を確保することができるように支援することを目的にします。

主治医の指示書に基づき、利用者様の問題把握を行い、解決に向けての看護計画を作成し、利用者様の同意を得て、安心して療養できるよう進めていきます。

### 2) 運営の方針

24 時間体制で、利用者様の心身の状態に応じた適切なサービスを提供します。事業の実施に当たっては、人員の確保、教育指導に努め、利用者様個々の主体性を尊重し、地域の保健医療、福祉との連携のもと総合的なサービス提供に努めます。（24 時間対応に関しては、契約者のみとなります）

## Ⅲ：利用料金

### 【基本報酬】（令和 6 年 6 月 1 日）

	所要時間	看護師	理学療法士
介護給付	20 分未満	314 単位	
	30 分未満	471 単位	
	30 分から 60 分未満	823 単位	
	60 分から 90 分未満	1128 単位	
	1 回あたり		294 単位
予防給付	20 分未満	303 単位	
	30 分未満	451 単位	
	30 分から 60 分未満	794 単位	
	60 分から 90 分未満	1090 単位	
	1 回あたり		284 単位

※市川市の単位数単価は、5 級地のため、10.70 円となります。

※20 分未満のサービスは、緊急時訪問看護加算の届出をしている事業所であって、別に 20 分以上のサービスが週 1 回以上計画されている場合に適用となります。

※理学療法士による訪問看護は、看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに訪問させるという位置づけのものです。

【加算】

加算の種類	単位数	概要
初回加算（Ⅰ） （Ⅱ）	350 単位 300 単位	退院した日に訪問した場合。 退院翌日以降に訪問した場合。
緊急時訪問看護加算（Ⅱ）	574 単位	24 時間の連絡体制をとり、計画外の緊急訪問を必要に応じて行う体制をとっている場合において、利用者の同意をいただいたうえで月 1 回算定します。
特別管理加算（Ⅰ） （Ⅱ）	500 単位 250 単位	厚生労働大臣が定める状態にあるもの（医療機器などを使用するものなど）として定められている利用者に行われる管理のことです。月 1 回算定します。
退院時共同指導加算 （月 1 回から 2 回）	600 単位	退院するにあたり、病院や施設の主治医やその他の従業者と共同して在宅での療養上必要な指導を行った場合。
ターミナルケア加算	2500 単位	在宅で終末期の看護、療養への支援を行った場合に算定します。
早朝（6 時～8 時） 夜間（18 時～22 時） 深夜（22 時～6 時）		早朝・夜間は、所定単位数の 25% を加算。 深夜は、所定単位数の 50% を加算。

※その他の加算を算定する場合には、説明し同意をいただいた上で算定します。

【オプション】

死後の処置	死後、保清等の処置の内容により、5000 円～15000 円の実費で対応致します
その他	実費での対応 ・手袋、衛生材料など、ご希望により準備もしくは紹介します ・営業時間外の訪問を希望される方は相談ください

### 【注意事項】

- ①緊急時訪問看護加算、特別管理加算、ターミナル加算、サービス提供加算は区分限度枠の算定外対象となります。
- ②介護保険限度額を超えた訪問看護利用料は、10割負担となります。
- ③ケアプラン上の訪問看護時間を超過した場合の訪問看護利用料に関し、実績として延長時間分を上乗せする場合があります。家族、利用者に了解を得て対応いたします。
- ④当事業者は毎月末までに利用料内訳を記載した利用料明細書を作成し、翌月に利用料を請求いたします。担当者に現金にてお支払いください。
- ⑤正当な理由がなく、利用料が3ヶ月滞納した場合には、事業者は1ヶ月以内の期限を定めて催促し、なお支払われない時は、契約を破棄します。
- ⑥キャンセル料は基本的にありませんが、不適切な行為の繰り返しなどありましたら料金として2000円発生いたします。
- ⑦訪問看護指示書の交付について、主治医から文書代として医療費により負担がありますので了承ください。
- ⑧訪問看護での理学療法士が行うリハビリは、1回の訪問時間20分×2枠、計40分の訪問料を取らせていただきます。週6回分まで可能となります。
- ⑨契約の有効期間中、地震、台風、大雨等の天災やその他やむを得ない事情により、訪問看護サービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。しかし、事業所は、感染症及び災害に係る業務継続計画を策定し速やかにサービス再開に努めます。

### IV：サービスの内容

- 1) 健康相談、病状観察（健康チェック、助言等）
- 2) 日常生活の看護（保清、排泄介助、食事支援、療養環境整備、予防対策）
- 3) 検査、治療促進の為の看護（内服、点滴全体、検査介助、創傷処置、カテーテル管理、医療処置、主治医より指示を受けた検査・処置など）
- 4) 介護者の相談、精神的負担軽減への支援
- 5) 社会資源の使い方
- 6) 認知症ケア
- 7) 在宅リハビリテーション（理学療養士等）
- 8) 終末期の支援、看取り、死後の処置
- 9) 24時間対応、緊急時訪問（契約者のみ）
- 10) 主治医との連絡対応、他機関との連携、報告
- 11) 退院前のケア会議参加、連携、調整

V：緊急時の対応方法

- 1) 営業時間内は、ステーションに連絡ください。 TEL 047-397-7600
- 2) 緊急時の24時間連絡対応は、契約者のみとなりますので、電話番号は、別紙参照させていただきます。  
休日、祝祭日、夜間など、緊急時や不安で相談したいとのことであれば、携帯電話に連絡ください。必要時、訪問させていただきます。  
所要時間に応じた料金が訪問毎に発生致しますのでご了承ください。
- 3) 事業者は、サービス提供中、利用者に病状の急変が生じた場合やその他必要と判断する場合には、速やかに主治医へ連絡を行う、救急搬送の要請をする等の必要な措置を講じるとともに利用者が予め指定する連絡先にも連絡致します。

私は、訪問看護ステーションゆこうに、24時間連絡対応を申し込みます。

利用者： \_\_\_\_\_ 印

代理人： \_\_\_\_\_ 印（続柄 \_\_\_\_\_）

主治医	医療機関名	主治医氏名
	住所	
	電話	FAX
ご家族	氏名	続柄
	住所	
	緊急連絡先①  ②	
注意事項等		

## VI：苦情、要望等、お問い合わせ先

開示請求、苦情、訂正、利用停止は、下記にお申し出ください。

### 個人情報、苦情その他問い合わせ窓口

訪問看護ステーション ゆうこう	苦情、相談窓口 鶴谷 香 047-397-7600 月～金 8：45～17：00（祝日、年末年始は除く）
行徳中央クリニック	047-397-8711 月～土 8：45～16：30（土曜は午後休み、祝日、 年末年始は除く）
市川市役所	本庁 介護保険課 047-712-8548 本庁 地域包括支援課 047-712-8545 行徳支所 介護福祉相談窓口 047-359-1274 月～金 8：45～17：15（祝日、年末年始は除く）
千葉県介護保険審査会	043-223-2446
千葉県国民健康保険団 体連合会	介護保険課苦情相談窓口 043-254-7428 月～金 9：00～17：00（祝日、年末年始除く）
各指定サービス事業者・各居宅介護支援事業者	

## VII：防止・対策・研修への取り組み

### 1）衛生管理等

事業所は看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めます。

感染症の予防及び蔓延防止のための研修や訓練を定期的実施します。

### 2）虐待防止について

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の発生またはその再発を防止するため次の措置を講ずるものとします。

- ①虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ②虐待防止のための指針の整備をします。
- ③虐待を防止するための研修を定期的実施。
- ④前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。（管理者が担当）
- ⑤事業所は、サービスの提供にあたり、利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束は行いません。

3) 業務継続計画の策定等

地震、台風、大雨等の天災やその他やむを得ない事情により、訪問看護サービスの実施が出来なくなった場合には、利用者に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。

しかし、事業所は、感染症及び災害に係る業務継続計画を策定し速やかにサービス再開に努めます。

本書と同様に「契約書」にも署名・捺印し、これをもって契約を証し、訪問看護を開始します。 年 月 日

事業者：私は、利用者に対する訪問看護サービスの提供開始にあたり、利用者・利用者家族に対して、重要事項説明書に基づいて説明しました。

住所 〒272-0135  
市川市日之出 17-9 アルテ 1F

事業者名 医療法人友康会 訪問看護ステーションゆうこう

理事長 三浦 宏康 印

サービス担当責任者 鶴谷 香 印

利用者：私は、サービス内容説明及び重要事項説明書に基づいて、事業者からの説明を受けました。

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

代理人：私は、本人の意思を確認し、本人に代わり署名を行いました。

氏名 \_\_\_\_\_ 印（続柄 \_\_\_\_\_）



# 利用者様の個人情報の取り扱い及び同意書

## 個人情報の取り扱い

私たち、医療法人友康会 訪問看護ステーションゆうこうは、在宅で訪問看護を受けながら生活されている利用者様へ、サービス提供を通して個人情報を取得し、保有させて頂いております。

この書面は、利用者様の個人情報の保護と取り扱いにつきまして、個人情報保護法の趣旨に従い説明するものです。

### I：個人情報に対する当事業者の基本的姿勢

当事業者は、個人情報保護法の趣旨を尊重し「個人情報保護方針」を定め、利用者様の皆様の個人情報を厳重に管理しております。

### II：当事業者が保有する個人情報の利用目的

- 1) 利用者様への適切な医療、介護サービスの提供
- 2) 他の病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、居宅介護サービス事業者、居宅介護支援専門員との連携
- 3) 他の医療介護関係等からの照会への回答、返事
- 4) 診療の為、外部と医師等の意見、助言を求める場合
- 5) ご家族等への病状、心身の状況説明
- 6) 事業所の医療、介護保険診療費請求事務及び管理運営業務

### III：その他の利用目的

- 1) 医療、介護サービスや業務の維持・改善の為の基礎資料
- 2) 当事業者内にて行われる学生の実習への協力
- 3) 当事業者内で行われる、事例研修

### IV：当事業者が保有する個人情報の保存

収集した個人情報は、法律に定められた期間、保存することを義務付けられています。保存の実施方法・期間・廃棄方法については、訪問終了後2年で廃棄処分いたします。

# 個人情報に関する同意書

この度、貴事業者のサービスを利用するに当たり、上記の利用目的の事項について理解のうえこの同意書に署名捺印いたします。

令和 年 月 日

住所 〒272-0135  
市川市日之出 17-9 アルテ 1F

事業者 医療法人友康会  
訪問看護ステーションゆうこう

理事長 三浦 宏康 印

サービス担当責任者 鶴谷 香 印

利用者： \_\_\_\_\_ 印

代理人： \_\_\_\_\_ 印（続柄 \_\_\_\_\_）